

令和5年度定期監査の結果に関する報告

1 監査実施期間

令和5年9月29日から令和5年11月14日まで

2 監査の実施年月日、実施対象部署及び対象年度

実施年月日	実施対象部署	対象年度	実施年月日	実施対象部署	対象年度	
令和5年	教育委員会 致遠小学校 常盤野小学校 第四中学校 常盤野中学校 岩木小学校 東目屋中学校 津軽中学校 東目屋小学校 第一中学校 第二中学校 教育総務課 学務健康課 高岡の森弘前藩歴史館	R3・R4	令和5年	都市整備部 都市計画課 公園緑地課	R3・R4	
9月29日		R3・R4	10月17・18日		R3・R4	
〃		〃	〃	〃	〃	
〃		〃	〃	〃	〃	
〃		〃	〃	〃	〃	
10月2日		〃	〃	11月1・2日	総務部 人事課 契約課	R3・R4
〃		〃	〃	〃		〃
〃		〃	〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃	〃
3日		〃	〃	11月13・14日	上下水道部 総務課 営業課	R4
〃		〃	〃	〃		〃
6・10日		〃	〃	〃	〃	〃
〃		〃	〃	〃	〃	〃
〃		〃	R2～R4	〃	〃	〃
			以上 19部署			

3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、財務に関する事務及び行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性を確保し、その組織及び運営の合理化に努めているかに特に意を用いた。また、次のそれぞれに掲げる項目に主眼を置き、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度並びに予防措置状況を勘案した上で実施した。

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 予算執行及び経理事務 (2) 収入及び支出に関する事務 (3) 契約に関する事務 (4) 補助金等交付事務 (5) 公有財産等管理業務 (6) 工事に関する業務 (7) その他行政事務 | <ul style="list-style-type: none"> 予算の執行の状況、経理事務の適否など 調定事務の状況、計数の正確性、効率性など 契約の手續、方法及び内容の適否など 交付の目的、金額、時期及び精算の状況など 土地、建物及び物品などの管理の状況など 工事の設計、施工監理、竣工の状況など 行政効果、事務執行の状況など |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4 監査の結果

(1) 予算執行及び経理事務

予算の執行及び経理に関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(2) 収入及び支出に関する事務

調定及び収納並びに資金前渡及び概算払などに関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(3) 契約に関する事務

小額工事等の請負、業務委託、賃貸借などの契約に関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(4) 補助金等交付事務

負担金、補助金及び交付金などの交付事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(5) 公有財産等管理業務

土地、建物及び施設物などの公有財産及び物品などの維持管理については、一部において改善を要する事項がみられた。

(6) 工事に関する業務

工事の設計、執行手続、施工監理、竣工状況などについては、適正に行われていた。

(7) その他行政事務

行政効果、事務執行の状況などについては、適正に行われていた。

監査の結果は以上のとおりであるが、改善を要する事項は実施部署及び項目別にみると、次のとおりである。

なお、事務処理上の誤謬及び注意事項等については、監査時においてその都度指導又は注意しているので、本報告には記述を省略した。

教育委員会

○予算執行及び経理事務

- ・青森県社会保険協会負担金について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていなかった。（教育総務課）
- ・令和4年度青森県学校給食センター連絡協議会負担金について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていなかった。（学務健康課）

○収入及び支出に関する事務

- ・一部の学校において、学校給食費現金領収日計表について適正に記載していなかった。（小・中学校）
- ・令和4年度の資金前渡による支出について、資金前渡職員として指定した職員と前渡金を受領した職員が一致していなかった。（教育総務課）

○補助金等交付事務

- ・令和4年度特別支援教育就学奨励費について、補助金の交付額確定通知書に不備があった。（学務健康課）

○公有財産等管理業務

- ・一部の学校において、ダイヤル付金庫が鍵による施錠のみであり、二重施錠していなかった。（小・中学校）
- ・一部の学校において、理科薬品の管理が適正に行われていなかった。（小・中学校）
- ・一部の学校において、学校に関係の無い者が学校用地を通路として利用しているが、教職員がその経緯等について認識していなかった。（小・中学校）

都市整備部

○予算執行及び経理事務

- ・負担金について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないものがみられた。（都市計画課）

○契約に関する事務

- ・令和3年度弘前市民中央広場清掃業務（その2）について、予定価格及び最低制限価格を秘匿していなかった。（都市計画課）

○公有財産等管理業務

- ・ 令和4年度の郵便切手について、受払簿による管理が適正に行われていなかった。
(都市計画課)
- ・ 令和4年度の郵便はがきについて、受払簿による管理が適正に行われていなかった。
(公園緑地課)

総務部

○契約に関する事務

- ・ 令和4年度産業医業務について、専属の産業医を選任していなかった。(人事課)
- ・ 令和4年度産業医業務について、予定価格調書を大封筒に封緘されない状態で保管していた。(人事課)

上下水道部

○収入及び支出に関する事務

- ・ 水道料金の督促状について、督促状に指定する納期限に誤りがあった。
(上下水道部営業課)

財政援助団体等監査の結果に関する報告

- 1 監査対象 公の施設の指定管理
- 2 対象年度 令和3年度及び令和4年度
- 3 対象団体名等

(1) 三幸(株)

(金額は確定額で千円未満切り捨て)

実施年月日	内 容 等	(単位：千円)	
		令和3年度	令和4年度
令和5年 9月21日	指定管理料 (25施設)	78,905	78,956

(2) 特定非営利活動法人リベロススポーツクラブ

(金額は確定額で千円未満切り捨て)

実施年月日	内 容 等	(単位：千円)	
		令和3年度	令和4年度
令和5年 9月25日	指定管理料 (2施設)	19,315	19,315

(3) 弘前芸術創造(株)

(金額は確定額で千円未満切り捨て)

実施年月日	内 容 等	(単位：千円)	
		令和3年度	令和4年度
令和5年 9月26日	指定管理料 (2施設)	151,821	137,016

4 監査の概要

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、令和3年度及び令和4年度において、公の施設の管理を行わせている団体等のうちから上記団体を抽出し、当該団体が受領した市からの指定管理料及び協定書の内容等について、次の事項に主眼をおいて関係諸帳簿、証拠書類の通査、照合等通常実施すべき監査手続を実施した。

- (1) 指定管理料の受領及びこれに対応する管理業務
協定書、収支決算書など財務諸表による指定管理料の受領の額及び出納状況の確認並びに管理業務の執行状況

5 監査の結果

- (1) 指定管理料の受領及びこれに対応する管理業務
市が支出した指定管理料は、確実に受け入れられており、また指定管理料に対応する管理業務の事務執行については、適正に行われていた。

監査の結果は以上のとおりであるが、事務処理上の誤謬及び注意事項等については、監査時においてその都度指導又は注意しているので、本報告には記述を省略した。